

議会を傍聴 しませんか

本会議は30人、
委員会は10人ま
で傍聴できます。

令和
6年
第3回
定例会
の予定

月日	曜日	開会時間	区分	摘要
9月2日	月	9:00	本会議	行政報告・一般質問・提案説明・質疑
9月5日	木	9:00	委員会	総務建設常任委員会
9月6日	金	9:00	委員会	民生教育常任委員会
9月11日	水	9:00	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決

防災対策特別委員会を開催します

■日時 8月19日(月) 9時～ 町の防災対策について協議します。

問い合わせ先

議会事務局 TEL 377-5656

人権擁護委員の使命とその職務

(委員の委嘱)

令和6年7月1日付で、当町の人権擁護委員に下記の方が委嘱(再任)されました。人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を当町の議会の意見を聞いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

(委員の職務)

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

- (1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

(4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済処置を講ずること。

(5) その他人権の擁護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害(騒音、悪臭、汚水、ばい煙等)。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

記

人権擁護委員の氏名及び住所

氏名	住所(地区名)
荒木 智哉	朝日町大字柿

町営住宅 1 部屋 入居者募集 (随時募集)

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- 募集団地** 町営住宅埋縄団地A棟
101号室(1階)
- 所在地** 朝日町大字柿2905番地2
- 募集戸数** 1戸(間取3DK)
※間取図参照
- 募集期間** 8月5日(月)から
令和7年2月28日(金)まで
(土、日曜日、祝日を除く)
- 受付時間** 9時から16時30分まで
- 受付場所** 庶務・町史編さん課
- 入居資格**
- ・朝日町内に住所又は勤務場所を有すること。
 - ・同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
 - ・現に住宅に困っていること。
 - ・公営住宅法に定める収入基準を満たしていること。

- ・入居者及び同居しようとする親族が町税等を滞納していないこと。
- ※その他詳細な要件は申込書をお渡しの際に説明します。

選考方法

必要書類を提出して頂いた人から、朝日町営住宅管理条例に基づき選考し、先着順に決定していきます。なお、入居者が決まり次第、随時募集は終了します。

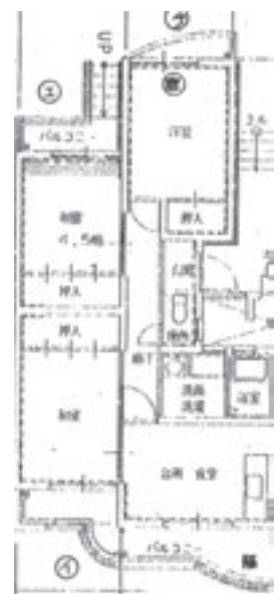
入居時期 入居手続き完了次第
入居可能

その他

申込用紙は8月5日(月)から庶務・町史編さん課でお渡しします。

問い合わせ先

庶務・町史編さん課 TEL 377-5195



町営住宅101号室間取図